

気づいていますか

あなたの被疑者・被告人に 障がいがあるかもしれません

近時の調査によれば，新規受刑者の約22%に知的障がいの疑いがあります。

(厚生労働科学研究・罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究・報告)

どんな弁護活動ができるのですか？

- ・障がい関係のサポートを受けていなかった被疑者に福祉機関を関与させる。
起訴猶予を得て，身体拘束から早期に解放する。
- ・社会復帰に向けて福祉機関のサポート体制をつくり，関係者の証言などで立証をする。
犯罪と関係なく地域生活を送ることができるとして，執行猶予判決を得る。

責任能力の有無だけでなく，幅広い情状弁護活動があります。

相談・連携先機関にはどんなものがありますか？

社会復帰後の生活支援全般については 各県の地域生活定着支援センター
障がい者関係の相談全般は 地域の障がい者相談事業所
高齢者に関するものであれば 地域の地域包括支援センター
生活保護，身体障がい，知的障がい関係の相談は 各市町村等の福祉事務所
弁護活動全般については 各弁護士会の高齢者障がい者委員会などの関係委員会
そのほか，地方公共団体，福祉関係事業所，社会福祉協議会，病院等いろいろあります。

地域には，障がい者を支えるさまざまな機関があります。

被疑者・被告人の障がいに気づき，再犯なき地域生活へと
つなげられるかどうかは，私たち弁護士にかかっています。

こんなことはありませんか？

目線があわない。	体を前後にゆすっている。
体のどこかをずっと触り続けている。	言葉遣いやイントネーションに違和感がある。
質問と答えがかみ合わない。	パンフレットの漢字が読めない。
繰り上げ計算ができない。 例 $15+8=$	
動機が意味不明または理解不能。	自宅の住所や電話番号が答えられない。
家族構成を説明できない。	養護学校（特別支援学校）卒である。
養護学級（特別支援学級，なかよし学級）にいたことがある。	
職場を頻繁に変わっている。	もらっている給料が極端に低い。

知的障がい・発達障がいなどの何らかの障がいがあるかもしれません。

但し，素人判断は禁物です。適切な弁護方針を立てるために，医学的判断を通じて障がいがあるかどうか，あるとすればどのような障がいであるかを速やかに確定する必要があります。

アレ？と思ったら，本人に手帳（療育手帳，精神保健福祉手帳）を持っていないか，年金（障害基礎年金）をもらっていないか確認してください。手帳を有していたり，障害基礎年金を受給しているということは，公的機関が障がいがあると判定していることです。

家族や支援者に，本人に障がいがないかどうか，通院歴がないかどうか尋ねてください。

それでもわからない場合は，

社会福祉士もしくは精神保健福祉士に同行接見してもらって意見をきいてください。

もしくは，

精神科医に同行接見してもらって意見をきいてください。

知的障がいの場合は，

都道府県・政令指定都市によっては，知的障害者更生相談所の判定員が接見により療育手帳の判定をしてくれる場合がありますから，市町村の知的障害担当の係に家族から申し込んでもらってください。